

「町田市地域防災計画(修正案)」 パブリックコメント実施結果

2013年1月

町田市市民部防災安全課

「町田市地域防災計画(修正案)」に関するパブリックコメントの実施結果

町田市では、東日本大震災以降、市の防災体制や対策の見直しを行うとともに、2012年4月に発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」及び11月に策定された「東京都地域防災計画」との整合を図りながら、町田市地域防災計画の修正作業を行ってまいりました。

このたび、本計画の策定にあたって参考とさせていただくため、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

1. パブリックコメントの期間

2012年11月1日(木)～2012年11月26日(月)

2. 意見の募集方法

- ・ 「広報まちだ11月1日号」に概要を掲載
- ・ 町田市ホームページに計画(修正案)全文及び概要版を掲載
- ・ 市の施設等22箇所における計画(修正案)閲覧及び概要版の配布

【設置場所】

- 町田市本庁舎(3階:防災安全課、1階:市政情報課・市民相談室)
- 町田市民フォーラム(3階:男女平等推進センター)
- 各市民センター、木曽山崎センター、玉川学園文化センター、町田駅前連絡所、南町田駅前連絡所
- 各市立図書館、町田市民文学館

3. 寄せられたご意見の内訳

6名の方から25件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

	ご意見内容	市の考え方
1	【ストーマ装具利用者について】 市内の拠点に装具を置いておらず、近隣に親類もいないので心配。他市町村では、地区支援センターに装具を置いているところがあるという情報もあるが。	災害時要援護者支援体制の整備(災害予防計画)に定めた「福祉まちづくりの推進」等の施策の一環として、福祉関係部署をはじめとした各部において、福祉面での防災対策を引き続き検討してまいります。

	ご意見内容	市の考え方
2	<p>【町田市のアマチュア無線局について】</p> <p>以前、町田市から委任を受けて訓練等に協力していたが、最近そのような話を聞かなくなった。設備等のメンテナンスができていないと、災害時の使用にも堪えないと思われるが、町田市新庁舎内にはアマチュア無線に関する設備等は完備されているのか。</p>	<p>アマチュア無線については、災害時における情報の収集・伝達手段として有効なものであるという考えのもと、本年7月に開庁した町田市庁舎にアマチュア無線室を設置する等、通信体制の充実を図っているところです。また、町田市総合防災訓練において市内在住のアマチュア無線愛好家の方や関係機関との連携による通信訓練等も行っておりますが、今後も更なる体制の充実を検討してまいります。</p>
3	<p>【通信機器等について】</p> <p>衛星携帯電話が市内の各拠点に配備されたとのことだが、管理方法の指導教育・メンテナンスはどうか。SNSなど他媒体についても同様。</p>	<p>管理方法の指導や教育は、訓練等の機会を捉えて実施し、いざという時に使用できない事態を避けるよう努めます（2012年8月には、避難施設（避難所）・市民センター間、市民センター・市庁舎間で、衛星携帯電話で通信する職員防災訓練を実施）。また、SNSなどの情報媒体についても、計画で位置づけたとおり、運用方法を整備していきます。</p>
4	<p>【原子力災害対策について】</p> <p>①原子力災害対策に対応するには専門的な知識を要し、教育や訓練を行う必要があるが、計画上ではそれが見えない。</p> <p>②公共施設への放射性物質除去作業については記載されているが、民間の住居に対してなど、除染の対象を広く捉えられないか。</p> <p>③除染により発生した汚染物質等の取扱いが本計画上で不明確。</p>	<p>①原子力災害対策に限りませんが、専門的知識を必要とする分野についても、災害予防計画に定める「職員の防災活動力の強化」の一環として職員向け防災研修等を実施し、そこで得た知識を「各対策部マニュアル」へと反映させる等して、対策の充実を図ってまいります。</p> <p>②・③市の放射性物質除去については、本計画の原子力災害対策をベースとして、詳細な手順等は、『市町村による除染実施ガイドライン』（原子力災害対策本部・2011年8月26日）等、他の行政の対策も参考としながら、対応してまいります。</p>

	ご意見内容	市の考え方
5	<p>【緊急輸送道路対策について】</p> <p>①都内の他自治体等では、主要道路に接した幅員の1/2以上の高さの建築物に対し、耐震補強等の助成制度を実施している。</p> <p>②町田駅周辺には、緊急輸送道路上に覆いかぶさるように遊歩道（デッキ）があり、地震による倒壊等で通行不能になる可能性がある。遊歩道の撤去を求める。</p>	<p>①ご指摘の制度につきましては、町田市においても「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進補助制度」として実施しております。</p> <p>②本計画においては、災害予防計画中に「道路・橋梁の耐震性強化」として施策を打ち出しており、ご指摘の遊歩道等についても、落橋防止の工事等を行うことで、リスク軽減を図ってまいります。</p>
6	<p>【強い人と強い組織作りについて】</p> <p>現在の基本目標の記述では、市民への意識付けが不足している。</p>	<p>市民の方への意識付けにつきましては、東京都や他の自治体の計画等を参考としながら、市民の基本的責務を充実させてまいりました。また、本計画では、例えば避難所運営において市民組織との役割分担の明確化や、個別対策の中での市民協働の理念取り込みを図っております。</p>
7	<p>【市内事業所等のBCP（事業継続計画）導入について】</p> <p>①防災ビジョン又は計画の理念の中にBCPに関する市の基本的な考え等を打ち出す必要がある。</p> <p>②町田市ホームページ上でBCPを見ることは出来るか。</p> <p>③事業者のBCP策定支援にあたり、どのような計画内容で支援していくのか。</p> <p>④多くの事業者がBCPを導入し、被害を最小限に抑えることができれば、中小企業への融資及び災害貸付（都や日本政策金融公庫などが実施）の利用により事業者が再建できるので、市の財政負担も大幅軽減されるのではないかと。</p>	<p>①本計画の策定以降、地域防災計画と表裏一体ともいえる事業継続計画の見直しを図っていく予定であり、町田市としての事業継続マネジメントの強化に努めてまいります。</p> <p>②どのような方法で公表をするか、検討いたします。</p> <p>③計画文中（予防-34）にもございますように、中小事業者も含めた市内事業者への普及啓発を行ってまいります。</p> <p>④ご意見の通りであり、そのための普及啓発が重要だと考えます。</p>

	ご意見内容	市の考え方
8	<p>【環境に配慮した計画内容の策定】</p> <p>2010年10月に日本において開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における採択内容を行政の実施する全ての事業において尊重すべきことから、各種項目について修正された。</p>	<p>生物多様性の保全に関する取組みについては、ご指摘の生物多様性条約及び生物多様性基本法のもと、国家戦略として位置づけられる重要な取組みであり、町田市においても2012年4月組織改正において「環境・自然共生課」を設置するなど、その施策としての重要性を認識しているところとなります。</p> <p>また、生物多様性国家戦略のもとに、河川法・砂防法といった防災関連法令もその体系に位置づけられるものであり、町田市及びその防災関係機関においても、そのような法令に基づき防災関連施策を展開していくことで、生物多様性に関する制度の一翼を担うものと考えております。</p>
9	<p>【市の業務大綱（総則）】</p> <p>「自然環境を活かした防災都市計画の推進」、「災害時における自然環境の保全に関する調査研究」、「復旧・復興事業における自然環境の保全・活用」と追加すべき。</p>	<p>このような生物多様性に関する視点は、主に災害時の応急・復旧期における対応が主眼となる地域防災計画よりも、復興計画及び事業継続計画等、長期的な視点に立った計画において、より重要度を増すものだと考えます。</p>
10	<p>【防災機関の業務大綱（総則）】</p> <p>「河川の治水・利水・環境保全の各機能の保全」と追加すべき。</p>	<p>各河川管理者が根拠法とする河川法は、生物多様性国家戦略体系の中に位置づけられており、「河川の保全」に関してはその理念を取り入れたものと考えます。</p>
11	<p>【河川・崖地の安全性強化（総則・防災ビジョン）】</p> <p>「水害・土砂崩れ等の自然災害の発生が予測される土地での利用抑制を推進する」と追加すべき。</p>	<p>土砂災害の危険が予測される箇所については、土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害特別警戒区域において、土地利用の制限がなされるものとなっております。</p>
12	<p>【ライフラインの回復（総則・減災目標）】</p> <p>「井戸・水源地の整備」と追加すべき。</p>	<p>町田市においては、災害時の給水体制の一つとして災害時協力井戸協定制度を導入しており、今後も同制度の普及を通じて災害時給水体制の充実に努めてまいります。また、同制度において協定井戸の水質検査を定期的実施しております。</p>
13	<p>【ライフラインの応急体制整備（災害予防計画）】</p> <p>市内各所の井戸の整備と、水質検査等を行って、井戸水による給水体制を整える。</p>	<p>町田市においては、災害時の給水体制の一つとして災害時協力井戸協定制度を導入しており、今後も同制度の普及を通じて災害時給水体制の充実に努めてまいります。また、同制度において協定井戸の水質検査を定期的実施しております。</p>

	ご意見内容	市の考え方
14	<p>【生活再建の早期化（総則・減災目標）】 空き家台帳の作成と日常的な維持システムの構築について検討すべき。</p>	<p>空き家に関する対応については、町田市においては、所有者への環境改善依頼を行うなどの対応を平時に行っております。こうした対応や、市内の空き家に関する状況を勘案しつつ、今後は、他自治体における事例なども踏まえながら、災害時の対応についても研究してまいりたいと考えております。</p>
15	<p>【住宅供給の環境整備（災害予防計画）】 被災者向け住宅としての空き家活用のため「空き家台帳の作成」を追加しては。</p>	
16	<p>【公衆衛生対策に関する施策（災害予防計画）】 民家の撤去された空地を利用した「防災ポケットパーク（仮称）」の導入と、その場所を利用した災害用トイレ等の設置はどうか。</p>	
17	<p>【総合的治水対策（災害予防計画）】 「ハザードマップ等で示されている危険地区での土地利用抑制」「用途地域の見直し」「既存建築物の移転支援」といった施策を追加すべき。</p>	<p>災害危険のある区域における土地利用につきましては、土砂災害防止法による土地利用制限による対応を行ってまいります。</p>
18	<p>【水防・土砂災害警戒体制の整備（災害予防計画）】 災害予想地域の土地利用の見直しを図るべき。</p>	
19	<p>【農地・農業用施設対策（災害予防計画）】 灌漑、排水施設の整備にあたっては、パイプライン等の強度を上げることに加えて、伝統的な景観を有する土水路等の自然豊かな施設も大切にしていけることが重要。</p>	
20	<p>【市街地の不燃化（災害予防計画）】 従来の建築物による防火壁の考え方だけでなく、樹木や空間の適切な配置による防火計画の検討・実施が必要では。</p>	<p>農地や市街地における環境整備に関しては、本計画上に記すような防災上のリスク排除に取り組むとともに、環境及び都市政策の分野において自然環境への配慮も両立させるべく、市全体の施策を行っていくべきものと考えます。</p>
21	<p>【液状化対策（災害予防計画）】 液状化被害の予測される地域の土地利用抑制を図る必要がある。</p>	
		<p>東京都が公表している「東京の液状化予測図」によると、町田市内に液状化現象の発生しやすい場所はありませんが、新たに見直される予測図及び、都による作成が検討されている「建築物における液状化対策の指針（仮称）」等の動向を注視しながら対策を検討してまいります。</p>

	ご意見内容	市の考え方
22	<p>【情報伝達体制の整備（災害予防計画）】 防災行政無線の戸別受信機の設置を検討してみ ては。</p>	<p>防災行政無線につきましては、現在進めてい る防災行政無線設備更新にあわせた屋外スピー ーカーの増設等により、難聴地域の解消を計 画的に推進してまいります。</p>
23	<p>【物資調達体制の整備（災害予防計画）】 「調達物資の環境対策」として「物資調達には何 度も使い回しのできる再生可能製品を選択する」 ことを記載すべき。</p>	<p>災害時の物資調達につきましては、発災直後 の物資が不足する時期における調達が課題と なっております。物資調達の相手方となる協 定機関との取り決め等において、環境に対す る配慮を考慮できないか、今後検討してまい ります。</p>
24	<p>【災害時の自然環境の保護（地震災害応急対策）】 文化財の保護等と同様に、水源地等の自然環境の 保護を図っていくべき。</p>	<p>災害時における応急期の対応は、医療救護や 物資の調達に代表されるような切迫した事態 への対応が中心となります。自然環境への配 慮等の視点はそれに続く復旧・復興期におい て、復興計画や事業継続計画のもとでより捉 えやすくなる視点だと考えます。</p>
25	<p>【復旧・復興対策における環境への配慮】 ①復興対策において「生態系の恩恵・機能を活か した復興対策の実施」を基軸に据えるべき。 ②利便性、経済性だけにとらわれず、「災害頻発 地区での土地利用の抑制」等を通じて復興してい くことが大切。</p>	

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、掲載しています。